



つば太くん

地域安全ニュース 令和8年2月号



白鳥係長

発行 津幡警察署 / 河北郡市防犯協会

ストーカー規制法が改正されました

紛失防止タグの悪用

【令和7年12月30日施行】

- 相手方の承諾なく、紛失防止タグ*を用いて位置情報を取得する行為
- 相手方の許諾なく、紛失防止タグを取り付ける行為等

例

- 鞄に紛失防止タグを忍び込ませる
- 自動車に紛失防止タグを密かに取り付ける

警告・禁止命令等の対象となります



※タグと同様に位置情報を特定する機能を持つ機器（イヤホン等）も含む

職権警告の創設

【令和7年12月30日施行】

改正前は、警察が加害者に警告するには被害者の申出が必須でしたが、改正後は必須ではなくなり申出をためらう被害者にも寄り添った対応が可能になります。

被害者への援助

【令和7年12月30日施行】

被害者への援助の主体として地域住民に加え

- 雇用する者（勤務先）
- 就学する学校の長（学校）

が追加されます。

例

- 勤務時間や
- 勤務場所等の
- 勤務形態の配慮



例

- 学校HP等に
- 氏名、写真等
- 掲載を控える

勤務先・学校関係者の皆様は被害者への援助にご協力を願いします。

情報提供の禁止

【令和8年3月10日施行】

ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、被害者に関する情報を提供する行為は禁止されています。改正後は、警察から情報提供を行わないよう要請等がなされることがあります。

例

- 住所、メールアドレス、SNSのアカウント等

情報提供をすることで、ストーカー規制法違反の帮助犯等として検挙される可能性もあります。

一人で悩まず
相談を

被害の申告・援助の申出

緊急の場合
110番相談・要望は
#9110番